国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案について
（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

１．改正の趣旨

○　本告示案は、国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第 46 号。以下「機構法」という。）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第 47 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、厚生労働省関係告示について所要の規定の整備等を行うものである。

２．改正の概要

①　機構法の施行に伴い制定した国立健康危機管理研究機構法施行令(令和６年政令第 266 号）による改正後の厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）の施行に伴い、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）は廃止する。これに伴い、次に掲げる告示を廃止することとする。

・　国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和 35 年厚生省告示第 82 号）
・　国立感染症研究所製品交付規程（昭和 35 年厚生省告示第 83 号）

②　感染研の廃止又は機構法附則第 16 条第１項の規定による国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）の解散に伴い、次に掲げる告示について所要の規定の整備を行うこととする。

・　平成十三年厚生労働省告示第八十七号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部を委任した件）
・　平成十七年厚生労働省告示第九十八号（個人情報の保護に関する法律に定める厚生労働大臣の権限又は事務の委任に関する件）
・　日本薬局方（令和３年厚生労働省告示第 220 号）

③　次に掲げる告示について、NCGM の解散に伴い NCGM に係る規定を削るほか、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）成立後も同様の適用関係となるよう、所要の規定の整備を行うこととする。

・　特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）
・　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）
・　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生

労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）
- 医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（平成 27 年厚生労働省告示第 343 号）
- 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）
- 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和５年厚生労働省告示第 234 号）

④ 感染研の廃止若しくは NCGM の解散又は整備法による地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）の改正により同法第 26 条第２項において地方衛生研究所等が規定されたこと等を踏まえ、次に掲げる告示について、感染研又は NGCM に係る記載を機構に係る記載に変更するとともに、国を主体として記載していた事項のうち感染研の協力を得て実施していたものについて、国だけでなく機構も主体として明記する等の所要の規定の整備等を行うこととする。
- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第 374 号）
- 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号）
- インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号）
- 性感染症に関する特定感染症予防指針（平成 12 年厚生省告示第 15 号）
- 結核に関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 72 号）
- 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）
- 風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）
- 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成 27 年厚生労働省告示第 260 号）
- 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 30 年厚生労働省告示第９号）

⑤ 医療法第三十条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者（令和６年厚生労働省告示第 106 号）について、独立行政法人国立病院機構に替えて機構を規定することとする。

⑥ その他①の告示廃止に伴い必要な経過措置を設けることとする。

３．根拠条項

○ 地域保健法第４条第１項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第９条第１項 等

４．適用日等

○ 告 示 日：令和７年２月中旬（予定）
○ 適 用 日：機構法の施行の日（令和７年４月１日）